

公立大学法人滋賀県立大学定款の変更につき 議決を求めることについて

令和10年4月予定の県立高専の設置・開校により2つの高等教育機関を有する法人となることを見据え、

①理事長となる者、学長となる者をそれぞれ別に任命することで、法人運営と大学運営それぞれに専念できるようにすること

②学長と別に任命する理事長が令和9年4月から県立高専の開校準備を含む業務に携わることで、開校後も円滑に法人運営できるようにすること

を目的とし、公立大学法人滋賀県立大学の定款を変更しようとするについて、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第8条第2項の規定に基づき議決を求めようとするものです。

1 変更点および理由

項目	変更前	変更後	理由
(1)理事長の任命	法人の選考会議による選考に基づき、知事が任命	知事が人選し、任命	理事長となる者、学長となる者をそれぞれ別に任命することによる
(2)理事長の任期	2年以上6年以内において法人が定める(新任4年+再任2年)	3年	中期計画期間(6年間)のサイクルに合わせたうえで、知事の任期(4年)以内にするため
(3)学長の任命	理事長が学長となる	法人の選考会議による選考に基づき、理事長が任命	理事長となる者、学長となる者をそれぞれ別に任命することによる
(4)学長の法人での位置づけ	理事長	副理事長	理事長となる者、学長となる者をそれぞれ別に任命することによる
(5)副理事長の任期	6年以内で理事長が定める(2年)	2年以上6年以内で学長の任期による	学長が副理事長となるため
(6)理事の任期	6年以内で理事長が定める(2年)	3年以内で理事長が定める	理事長の任期(3年)以内にするため

上記の他、理事長となる者、学長となる者をそれぞれ別に任命することに伴う規定の整備

2 施行日

令和9年4月1日

※ただし、1(3)および1(5)については、総務大臣および文部科学大臣の認可を受けた日

3 その他

県立高専の設置認可後、令和9年度中に再度の定款の変更(法人の目的、名称、県立高専校長の位置づけ等)を予定

公立大学法人滋賀県立大学定款新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 <u>(理事長の任命等)</u> 第10条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、知事が行う。 2 理事長は、滋賀県立大学の学長となるものとする。 3 第1項の法人の申出は、学長となる理事長を選考するため法人に設置する機関(以下「理事長選考会議」という。)の選考に基づき行う。 4 理事長選考会議は、学長となる理事長の選考および解任に関する事項について審議するものとする。 5 理事長選考会議は、委員8人で組織し、理事長選考会議の委員(以下この条において「委員」という。)は、次に掲げる者をもって充てる。 (1) 第18条第1項に規定する経営協議会を構成する者の中から当該経営協議会において選出された者4人 (2) 第22条第1項に規定する教育研究評議会を構成する者の中から当該教育研究評議会において選出された者4人 6 委員の総数の2分の1以上は、法人の役員または職員以外の者(次項において「学外委員」という。)とする。 7 第5項第1号に該当する委員のうちの学外委員の数および同項第2号に該当する委員のうちの学外委員の数は、あらかじめ、第18条第1項に規定する経営協議会および第22条第1項に規定する教育研究評議会から選出される代表者の協議に基づき定めるものとする。 8 理事長は、委員となることができない。 9 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。 10 議長は、理事長選考会議を主宰する。 11 知事は、理事長が法第17条第2項または第3項の規定に該当するに至ったと認めるときは、当該理事長の解任について理事長選考会議に付すよう議長に依頼することができる。 12 第4項から前項までに定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他</p>	<p>第1条～第9条 省略 <u>(理事長の任命)</u> 第10条 理事長は、知事が任命する。</p>

<p><u>理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(理事長以外の役員の任命等)</p> <p>第11条 副理事長および理事は、理事長が任命する。</p> <p><u>2 副理事長は、法人の業務を適正かつ効率的に運営することができる者のうちから任命するものとする。</u></p> <p><u>3・4 省略</u> (役員の任期)</p>	<p><u>(学長の任命等)</u></p> <p>第10条の2 滋賀県立大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長と別に任命するものとする。</p> <p><u>2 学長の選考を行うため、法人に学長選考会議を置く。</u></p> <p><u>3 学長は、学長選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。</u></p> <p><u>4 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。</u></p> <p><u>5 学長選考会議は、委員6人で組織し、学長選考会議の委員（以下この条において「委員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。</u></p> <p><u>(1) 第18条第1項に規定する経営協議会を構成する者（理事長および副理事長を除く。）の中から当該経営協議会において選出された者3人</u></p> <p><u>(2) 第22条第1項に規定する教育研究評議会を構成する者（学長を除く。）の中から当該教育研究評議会において選出された者3人</u></p> <p><u>6 委員の総数の2分の1以上は、法人の役員または職員以外の者（次項において「学外委員」という。）とする。</u></p> <p><u>7 第5項第1号に該当する委員のうちの学外委員の数および同項第2号に該当する委員のうちの学外委員の数は、あらかじめ、第18条第1項に規定する経営協議会および第22条第1項に規定する教育研究評議会から選出される代表者の協議に基づき定めるものとする。</u></p> <p><u>8 学長選考会議に議長を置き、委員の互選により選任する。</u></p> <p><u>9 議長は、学長選考会議を主宰する。</u></p> <p><u>10 第5項から前項までに定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。</u></p> <p><u>(理事および監事の任命等)</u></p> <p>第11条 理事は、理事長が任命する。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2・3 省略</u> (役員の任期)</p>
--	---

第12条 (新設)

学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

- 2 副理事長および理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。
- 3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(新設)

- 4 役員は、再任されることができる。この場合において、理事が最初の任命の際現に法人の役員または職員でなかったときの前条第4項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員または職員でない者とみなす。

第13条～第21条 省略

(設置および構成)

第22条 省略

2 教育研究評議会は、委員20人以内で組織し、教育研究評議会の委員（以下この節において「委員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学長となる理事長（以下この節において「理事長」という。）
- (2) 副理事長
- (3) 理事長が指名する理事
- (4) 学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長のうち理事長が指名する者
- (5) 教育研究評議会が定めるところにより理事長が指名する職員
- (6) 法人の役員または職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い見識のあるものの中から教育研究評議会の意見を聴いて理事長が任命するもの

3～6 省略

(招集)

第23条 教育研究評議会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、委員（理事長を除く。）の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により教育研究評議会の開催の要求があったときは、速やかに教育研

第12条 理事長の任期は、3年とする。

2 学長である副理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において学長選考会議の議を経て法人の規程で定める学長の任期によるものとする。

- 3 理事の任期は、3年を超えない範囲内において理事長が定める。
- 4 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

5 補欠の役員（学長である副理事長を除く。）の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員または職員でなかったときの前条第3項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員または職員でない者とみなす。

第13条～第21条 省略

(設置および構成)

第22条 省略

2 教育研究評議会は、委員20人以内で組織し、教育研究評議会の委員（以下この節において「委員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学長
- (2) 滋賀県立大学の副学長
- (3) 学長が指名する理事
- (4) 学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長のうち学長が指名する者
- (5) 教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員
- (6) 法人の役員または職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い見識のあるものの中から教育研究評議会の意見を聴いて、学長の申出に基づき理事長が任命するもの

3～6 省略

(招集)

第23条 教育研究評議会は、学長が招集する。

- 2 学長は、委員（学長を除く。）の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載し

<p>究評議會を招集しなければならない。 (議事) 第24条 教育研究評議會に議長を置き、<u>理事長</u>をもって充てる。 2～4 省略 第25条以下 省略</p>	<p>た書面により教育研究評議會の開催の要求があったときは、速やかに教育研究評 議會を招集しなければならない。 (議事) 第24条 教育研究評議會に議長を置き、<u>学長</u>をもって充てる。 2～4 省略 第25条以下 省略</p>
--	---

付 則

(施行期日)

- 1 変更後の公立大学法人滋賀県立大学定款（以下「変更後の定款」という。）は、令和9年4月1日から施行する。ただし、付則第3項および第4項の規定は、総務大臣および文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。
(理事長の任期の特例)
- 2 変更後の定款第10条の規定により任命される最初の理事長の任期は、変更後の定款第12条第1項の規定にかかわらず、2年とする。
(学長の選考および任期の特例)
- 3 変更後の定款第10条の2第3項の規定により任命される最初の滋賀県立大学の学長（以下「学長」という。）の選考は、令和9年4月1日前においても、変更前の公立大学法人滋賀県立大学定款第10条第3項に規定する理事長選考会議（以下「理事長選考会議」という。）を変更後の定款第10条の2第2項に規定する学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）とみなして、同条第3項の規定の例により行うことができる。
- 4 変更後の定款第10条の2第3項の規定により任命される最初の学長の任期は、令和9年4月1日前においても、理事長選考会議を学長選考会議とみなして、変更後の定款第12条第2項の規定の例により定めることができる。